

重 要 事 項 説 明 書

〔 介護予防訪問看護サービス
訪 問 看 護 サ ー ビ ス 〕

1. 利用事業所

事業所の名称	グラーネ訪問看護ステーション		
事業所番号	0160590873		
所在地 連絡先	札幌市南区北ノ沢1804番地52号		
	電話番号	011-572-2012	FAX番号 011-572-2131
当該事業所の 通常実施地域	札幌市 南区・中央区・豊平区 ※中央区北15条西15丁目、豊平区美園、南区小金湯までとする		

2. 事業者

法人名	医療法人 晴生会		
代表者名	理事長 新 谷 正 義		
所在地 連絡先	茨城県鹿嶋市宮中1995番地の24		
	電話番号	0299-82-7911	FAX番号 0299-83-8422
事業内容	病院・診療所・介護老人保健施設・居宅介護支援事業・訪問看護事業		

3. 事業所の職員体制

管理者	看護師 常勤 (1) 名
看護師	常 勤 (3) 名*管理者を含む 非 常 勤 (2) 名
理学療法士	常 勤 (1) 名
作業療法士	常 勤 (1) 名
事務員	常 勤 (1) 名

4. 営業日・営業時間・休業日・連絡体制

営業日	月曜日～金曜日 8時30分～17時00分
休業日	土・日・祝祭日・12/31～1/3
連絡体制	24時間常時、電話による相談・訪問等が可能です。必要に応じた適切な対応が出来る体制を整えています。ご利用される場合には別途同意書が必要となります。

5. 運営方針

1. サービスの実施は、ご利用者の心身、日常生活の状況及び希望をふまえ、主治医の訪問看護指示書(病院にて文書料が請求されます)や居宅サービス計画等にそって、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援します。
2. 市(区)・保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

6. 緊急時における対応方法

サービス実施中に、ご利用者の急変・その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当を行なうとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行ないます。

7. 事故発生時の対応及び損害賠償

当事業所が行なうサービスにおいて事故が発生した場合は、緊急対応を行ない、速やかに各関係機関に連絡します。また、サービス提供に際してご利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

8. 個人情報保護

1. 当事業所が行なうサービスにおいて、業務上知り得たご利用者の情報は堅く保持します。
職員が退職後も在職中に知り得た情報を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
2. 事業者は、文章によりご利用者又はその家族の同意を得た場合には、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲で、同意した者の個人情報を用いることが出来るものとします。

9 利用料金

《介護保険適応の場合》

1. 厚生労働大臣が定める基準による1割から3割とします(別紙利用料金表参照)。ただし、公費負担医療の受給者は利用料が公費で支払われる場合があります。なお、居宅サービス計画の未届、保険料の滞納の場合など法定代理受領ができない場合は、基準額全額をお支払いいただきます。この場合、利用料の一部を後日市町村の窓口で償還払いが受けられます。また、支給限度額を超える分に対しても基準額全額をお支払いいただきます。
2. ご利用者が1時間30分を超えて訪問看護サービスを受ける場合には、事業所が別に定めた超過料金をお支払いいただきます(別紙利用料金表参照)。
3. サービス費の支払は当月の利用料金合計額を翌月最初の利用日に請求します。
支払を受けた場合は領収書を発行いたします。
4. ご利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用料金を2ヶ月以上滞納した場合には、督促した上、さらに2週間以内に事業者を利用料の支払いがない場合には契約を解約する旨の勧告をする場合があります。

《医療保険適応の場合》

1. サービス費の支払は当月の利用料金合計額を翌月最初の利用日に請求します。
支払を受けた場合は領収書を発行いたします。
ただし、公費負担医療の生活保護・特定疾患医療受給者は基本利用料を支払う必要がありません。また、指定難病受給者証については、自己負担上限額に基づきお支払頂きます。
2. ご利用者が、1時間30分を超えた訪問看護、休業日あるいは営業時間以外の訪問看護を希望した場合は、基本利用料とは別に、事業所が定めた利用料をお支払いいただきます。また、事業所からご利用者宅までの往復の距離に応じて交通費等を請求させていただきます(別紙利用料金表参照)。
3. ご利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用料金を2ヶ月以上滞納した場合には、督促した上、さらに2週間以内に事業者を利用料の支払いがない場合には契約を解約する旨の勧告をする場合があります。

10. キャンセル・解約

ご利用者からのサービス利用の中止については、予定訪問日の前日の17時00分までに連絡し、予定されたサービスを、変更・中止することができます。

前日の17時00分以降のキャンセルについては、利用者に2,000円のキャンセル料を負担していただきます(別紙利用料金参照)。止むを得ない事情により当日のサービス変更・中止については、その都度相談させていただきます。

ご利用者は、当事業所が行なう訪問看護サービスについて、この契約を解約したい場合、1週間前までに通知することにより解約することができます。また当事業所は、ご利用者が長期の入院、入所時は契約を解約することができます。

11. 厚生労働大臣が定める介護報酬及び医療報酬改正時の対応

厚生労働大臣が定める介護報酬及び医療報酬改正があった場合には、ご利用者に改正があった旨の説明を行い新たな料金を提示いたします。

12. 相談窓口・苦情対応

相談・苦情を、下記の窓口で承ります。

当 事 業 所 管 理 者 岩 淵 純 子	所在地	札幌市南区北ノ沢1804番地52号		
	電話番号	011-572-2012	FAX番号	011-572-2131
	受付時間	月曜日 ～ 金曜日 8:30 ～ 17:00		
札幌市保健福祉局 介護保険課 (介護保険適応の方のみ)	所在地	札幌市中央区北1条西2丁目		
	電話番号	011-211-2972	FAX番号	011-218-5117
	受付時間	月曜日 ～ 金曜日 8:45 ～ 17:15		
各区役所	所在地	各区に設置		
	電話番号	中央区役所	011-231-2400	
		南 区役所	011-582-2400	
		豊平区役所	011-822-2400	
受付時間	月曜日 ～ 金曜日 8:45 ～ 17:15			
国民健康保険 団体連合会	所在地	札幌市中央区南2条西14丁目		
	電話番号	011-231-5161	FAX番号	011-233-2178
	受付時間	月曜日 ～ 金曜日 8:45 ～ 17:15		

介護予防訪問看護サービス・訪問看護サービスの提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

年 月 日

事業所 グラーネ訪問看護ステーション
所在地 札幌市南区北ノ沢1804番地52
説明者氏名